

定期監査の結果に関する報告  
組織及び運営の合理化に資するための意見

令和3年8月

邑南町監査委員

# 目 次

## 定期監査の結果に関する報告

第1	監査の概要	1
1	監査対象	1
2	監査期間	1
3	監査項目	1
4	監査方法	1
第2	監査の結果	1
1	監査の結果及び指摘事項	1
	(1) 随意契約事項の執行状況	2
	(2) 指定管理者制度の契約事務執行状況	2
	(3) 特殊勤務手当の支給状況	3
	(4) 職員の勤務時間管理システムの整備状況	4
	(5) 公表	4

## 意見

第1	組織及び運営の合理化に資するための意見	5
----	---------------------	---

## 定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の概要

#### 1 監査対象

一般会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険直営診療所事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計、電気通信事業特別会計、水道事業会計

#### 2 監査期間

令和3年6月28日（月）、6月29日（火）、6月30日（水）の3日間

#### 3 監査項目（本庁及び各支所全課を対象）

##### （1）随意契約事務の執行状況

（令和2年度中の「工事請負費」にかかる随意契約事務）

##### （2）指定管理者制度の契約事務執行状況

（令和2年度指定管理契約中の施設における契約状況）

##### （3）特殊勤務手当の支給状況

（令和2年度における職員に対する特殊勤務手当の支給実績）

##### （4）職員の勤務時間管理システムの整備状況

##### （5）該当項目のない課はその他の執務状況聴取

#### 4 監査の方法

主に令和2年度の状況について関係書類及び諸帳簿等を照合するとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

### 第2 監査の結果

#### 1 監査の結果及び指摘事項

各課から提出された定期監査資料の関係諸帳簿、書類等を点検監査した結果、監査の詳細は以下のとおりである。

なお指摘事項、指示事項及び意見に対する措置については速やかに対応され、地方自治法第199条第14項の規定による措置状況の通知を行っていただきたい。

## (1) 随意契約事務の執行状況

### ア 監査結果

- ・令和2年度に契約した「工事請負費」にかかる随意契約について契約事務内容を調査した。
- ・特に、随意契約の理由、予定価格の設定の有無等を重点に、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号を対象とし、第1号の規則で定める少額なものは除いた。調査した契約数は以下のとおりである。

(単位：件)

総数	随意契約理由（地方自治法施行令第167条の2第1項）							
	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号
33	5	0	0	12	15	1	0	0

※2号～性質または目的が競争入札に適さないもの（相手が特定、公共団体等）

3号～決められた福祉関係施設等からの物品購入、役務の提供

4号～町長の認定を受けた者が新商品として生産する物品の購入

5号～天災地変等緊急で競争入札ができないとき

6号～競争入札が不利と認められる場合

7号～時価に比して著しく有利な価格で契約が見込まれる場合

8号～競争入札で入札者がいない場合又は再度入札で落札者がいない場合

9号～落札者が契約しない場合

- ・予定価格調書は、調査した契約全てで作成されていた。
- ・1社による特命随契が31件で、複数の見積もり徴取は2件のみだった。

### イ 指摘事項

- ・特になし

### ウ 指示事項

- ・随意契約は、契約の例外であることを認識し、単に簡素で迅速処理のためということだけで安易に執行することがないようにされたい。（特に随契理由第5号の緊急性）

## (2) 指定管理者制度の契約事務執行状況

### ア 監査結果

- ・令和2年度に指定管理者制度により管理した公の施設について、指定管理料の支払いの有無、納付金の有無、指定管理団体の収支状況等から協定事項を聴取した。なお、今回の調査施設は、指定管理料を支払っている施設、または、利用料が徴収できる施設や収益が発生する施設の34施設を対象とした。

- ・調査した結果を区分すると以下のとおりであった。

○条例上「公募する」と規定されている施設数	27
○うち公募した施設数	3

○応募した団体数	4
○指定管理料の支払状況	
・支払っている施設数（予算の範囲内で協議の上）	1 3
・支払っていない施設数	2 1
支払わない（無料）を協定書で規定	1 1
協議の上としているが払っていない	2
利用料の収受を行いその範囲内としているが払っていない	3
収益や関連施設の収益で対応として払っていない	2
特に規定はないが払っていない	3
○条例、規則上の「施設の利用料」の規定状況	
・利用料が規定され「指定管理者の収入とする」となっている施設数	2 5
・「無料とする」となっている施設数	3
・規定なしの施設数	6
○協定書に「納付金」を規定した施設数	4
○指定管理団体の関連する運営事業収支状況（収入と支出の関係）	
・赤字施設数	1 5
・黒字施設数	1 1
・収支均衡施設数	8

※収入は条例規定の利用料、自主事業収入、指定管理料の合計額

## イ 指摘事項

- ・特になし

## ウ 指示事項

・指定管理料を払っている施設、払っていない施設、納付金のある施設、ない施設、納付金の規定はあるが取っていない施設、施設関係部門で欠損が出ているが団体の他部門で補填している等多様なケースが存在する。それぞれ状況は異なるが、協定締結において何らかの統一した基準は検討できないか。数年同額の指定管理料の施設もある。指定管理者制度の目指すところは、公募して複数の応募があってメリットが出ると思うが、地域の実情で一団体しか応募がない場合はより基準が必要と思う。公共施設等総合管理計画が定められている中で、施設の必要性も含め検討を望む。

## (3) 特殊勤務手当の支給状況

### ア 監査結果

- ・令和2年度に職員に支給した特殊勤務手当について状況を調査した。
- ・特殊勤務手当は1 1種類あるが、その内令和2年度に支給された状況は以下のとおりだった。

○徴税等手当：実人員15名 延249日 99,600円

○防疫等作業従事手当（コロナ感染症）：1名 延9日 36,000円

○往診手当	： 1名	延12月	1,200,000円
○診療手当	： 1名	延12月	2,400,000円
○研究手当	： 1名	延12月	480,000円
○水道及び下水道業務手当	： 実人員13名	延156月	936,000円
		合計	6種類 5,151,600円

イ 指摘事項 指示事項

- ・特になし

(4) 職員の勤務時間管理システムの整備状況

ア 監査結果

- ・令和3年4月から運用されている職員の勤務時間管理システムについて、状況を聴取した。
- ・システム整備では、時間外勤務や休暇の申請行為、出勤時刻と退勤時刻が自動でデータ化が可能となる。
- ・改善される点として、時間外勤務の適正管理による時間数の減少、集計担当者の処理労力の削減、ペーパーレス化等が上げられる。
- ・課題として、時間外勤務時間数や、出勤時間、退勤時間がデータ化で詳細となることによるより良い活用策を考える必要がある。

イ 指摘事項

- ・特になし

ウ 指示事項

- ・今まで時間外勤務の申請をしないまま残業する職員がいたことは問題である。より良い活用策に向けて問題点を整理し、スムーズな運用を望む。

(5) 公表

指摘事項については、該当する機関に対し文書で通知するとともに告示する。指示事項については、全機関に対し文書で通知する。なお、指摘、指示事項に該当する機関にあっては、関係法令等を遵守し、適切な執行に努められたい。

※1 指摘事項

定期監査の結果、速やかに是正又は改善等を要する事項で、公表することが相当と認められるもので、次に該当する事項

- (1) 法律、条例、規則等に違反したもの（違法又は不当な事項）
- (2) 町に損害を与えたもの（故意又は重大な過失が認められるもの）
- (3) 機関の意思決定がされていなかったもの
- (4) 経済性、効率性及び有効性に著しく欠けるもの

なお、上記基準にかかわらず、前回「指示」を行った事項で、是正又は改善等の努力が認め難い場合は「指摘」とする場合がある。

※2 指示事項

指摘事項以外のもので、該当所属に対して文書によって指示し、是正を求めることが適当なもの

なお、「指摘」に該当する場合であっても、改善努力等が特に認められるもの、その他相当の理由があるものについては、「指示」とする場合がある。

組織及び運営の合理化に資するための意見

特になし